（第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四　［略］

2　法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、前条の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四の五　法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

［２　略］

3　総務大臣は、第一項の提出を行つた電気通信事業者に対して、法第百十条の三第二項の規定による担当支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四の六　法第百十条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。

一　第二号基礎的電気通信役務収支表

二　前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書

2　前項各号に掲げる書類の公表は、前条第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては当該各号に掲げる書類のうち第四十条の五の二第一項の規定により総務大臣に提出するものを毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間（第一項第二号に掲げる書類であつて担当支援区域に係るものについては、法第百十条の三第三項の規定により当該担当支援区域の指定を解除された日の属する事業年度の四月一日から起算して五年を経過するまでの間）、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二　第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

［イ　略］

ロ　特別支援区域整備・役務提供計画書

［２　略］

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四　［同上］

2　法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の四の五　［同上］

［一～五　同上］

［２　同上］

［新設］

（第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四の六　［同上］

2　前項各号に掲げる書類の公表は、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、法第百十条の三第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3　前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二　第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

［２　同上］